

## 手続きに必要な書類

### 事前の建物調査申込みのとき

- 建築物調査申込書【様式第1号】



### 補助金の交付申請のとき

- 補助金交付申請書【様式第3号】
- 実施計画書【様式第4号】
- 特定空家判定結果通知書【様式第2号】の写し
- 函館市税の納税証明書【市税の滞納がないこと】(申請者の分 ※発行後2週間以内のもの)
- 住民票(申請者の分 ※発行後3ヵ月以内のもの)
- 空き家の登記事項証明書(※登記官印のある発行後3ヵ月以内のもの)
- 補助金の振込先(申請者名義の口座)および通帳のコピー
- 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類

※ 工事に関する建設業の許可を受けた者で、函館市の競争入札参加資格者として登録されている場合は、下記の書類は省略できます。

- 商業・法人登記事項証明書、または営業証明書(※発行後3ヵ月以内のもの)
  - 建設業許可通知書、または解体工事の登録通知書
- 工事見積書の写し(平面図と整合する面積が明記され、補助対象経費と対象外経費が区分されたもの)
  - 空き家の付近見取図(住宅地図程度のもの)
  - 空き家の各階平面図(見積書の面積と整合する寸法と間取り・室名が明記されたもの)
  - 空き家の現況写真(門塀・樹木などを含む敷地の全景2面以上)
  - 宣誓書【様式第13号】
  - その他の書類 ・申請者が相続人である場合は、登記名義人と相続人の関係図および相続人であることを証する戸籍謄本や遺産分割協議書などの写し

### 完了実績報告のとき

- 実績報告書【様式第11号】
- 工事請負契約書の写し(申請のときに計画書に記載したとおりの契約内容のもの)
- 工事写真(着手前と施工後の写真であって、それぞれ撮影年月日が明示されたもの)
- 工事代金の支払いを確認できる書面の写し(領収書や振込明細書)

※ 「写し」と書いてあるもの、および  マークの書類については、コピーで構いません。

※ 業者の要件を満たしていることが確認できる書類を一度提出した業者は、その年度内の提出は不要です。

※ 上記のほか、申請内容に応じてその他必要な書類を提出していただく場合があります。

(函館市空家等除却支援補助金)

# 危険な空き家を除却するための 工事費用を補助します！

上限額  
**30**万円

令和7年度(2025年度)

市民のみなさんが安心して生活することができる環境の形成を促進するため、倒壊のおそれがあるなどの危険な空き家の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

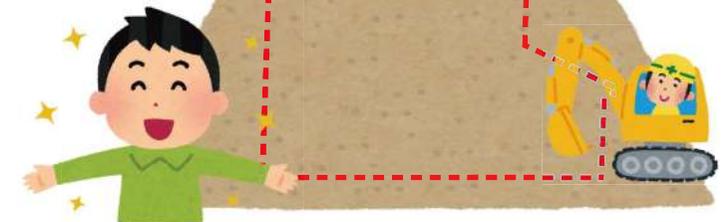
## 受付期間

令和7年4月21日(月)から  
12月5日(金)まで

申請額が予算額に達した時点で  
受付を終了します(先着順)



事前に空き家の判定を  
受ける調査申込が必要です



函館市 都市建設部 都市整備課 (市役所 本庁舎3階)

TEL:0138-21-3358・3916 E-Mail:akiya@city.hakodate.hokkaido.jp



## 補助の対象となる空き家

- ❑ 対象地区内にある概ね1年以上居住その他の使用実績がない、一戸建ての住宅（住宅と店舗など他の用途を兼ねるものも含む）または、長屋建ての住宅（全住戸が利用されていないものに限る）で法人所有でないもの
- ❑ 事前に函館市の建物調査を受け、屋根や壁・柱などが危険な状態にあり、かつ、周辺への影響度が高いと判定された木造または鉄骨造のもの  
※ 事前に建物調査申込みが必要です。

## 補助の対象者（申請者）

- ❑ 対象となる空き家を所有している個人（法人は対象外）
- ❑ 除却について、他の権利者全員の同意を得ている者
- ❑ 函館市税の滞納がない者
- ❑ 暴力団員でない者

## 補助の対象となる経費

- ❑ 対象となる空き家（敷地内の門塀および樹木などの全て）を除却し、更地にする工事に要する費用（家財道具などの処分費は補助対象外）  
※ 住宅と店舗など他の用途を兼ねる住宅の場合は、住宅部分に係る費用に限ります。

## 施工業者の要件

市内に本社本店を置いている、次のいずれかの事業者

- ❑ 建設業法に基づく、建設業の許可を受けた者
- ❑ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事業の登録を受けた者

## 補助金の額

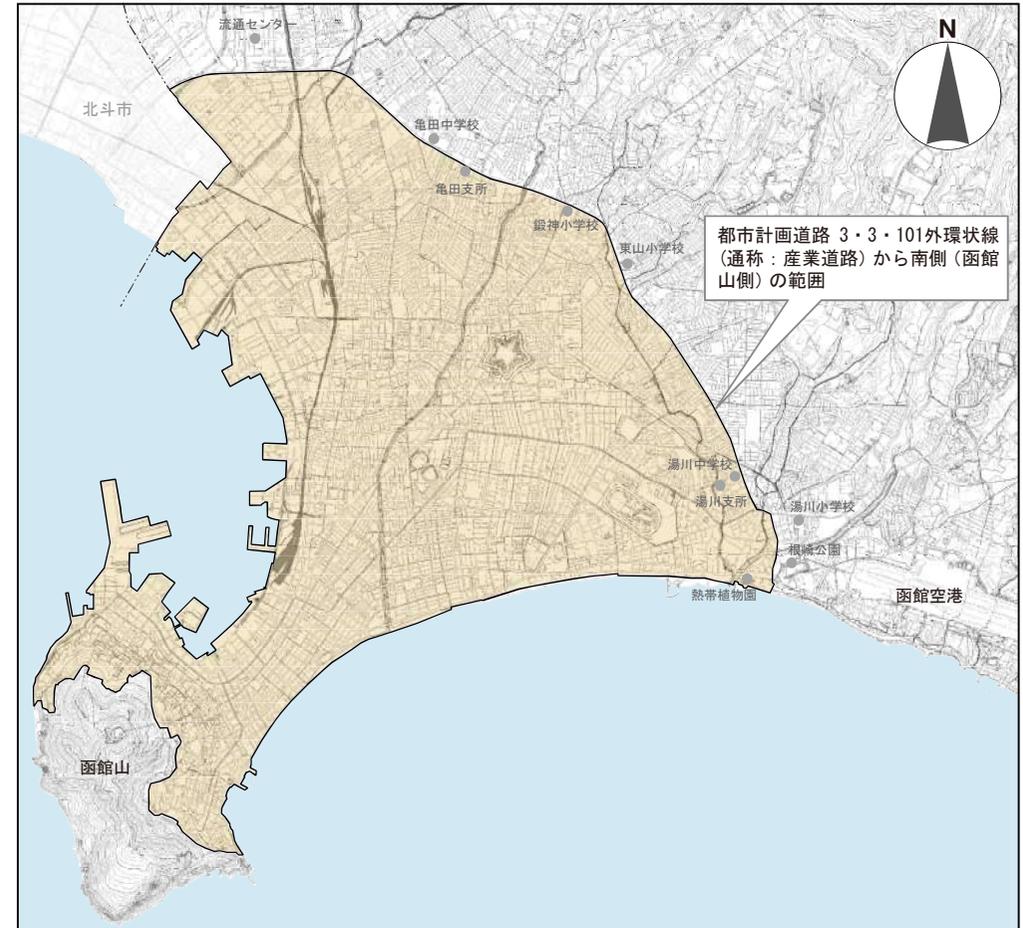
補助率、金額 → 補助の対象となる経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）

補助の限度額 → 30万円

### 注意事項

- ・既に施工業者と契約していたり、工事に着手している場合は、補助の対象となりません。
- ・除却工事および工事代金の支払いは、申請年度の1月末までに完了しなければなりません。
- ・他の公的制度による補助金や助成等と重複しているものは、補助の対象となりません。

## 補助対象地区



## 手続きの流れ

